

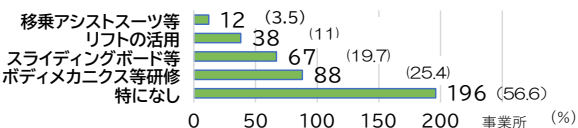
介護人材対策推進協議会の取組み～介護人材不足解消に向けて

介護人材不足解消を目指し、昨年度より、事業者団体、就労支援機関、行政の参加で、介護人材対策推進協議会で検討を進めています。昨年度の報告書は[研修センターホームページ>調査・研究報告>令和3年度報告](https://www.setagaya-jinzai.jp/download_file/5246/0) (https://www.setagaya-jinzai.jp/download_file/5246/0) をご覧ください。

事業所の取組状況を把握し、人材不足の課題等を調査して解決策を探るとともに、好事例を収集し、情報共有や実現に向け取組みます。皆様、是非、ご意見、要望、取組み事例などお寄せください！！

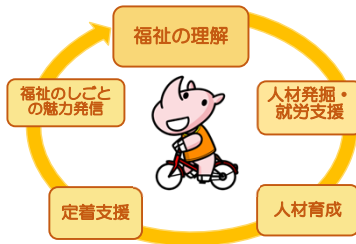
腰痛予防対策

令和3年度福祉事業所調査より



- ・介護職員の離職理由の約半数が「腰痛」と言われているが、事業所の腰痛予防策は、56.6%が「特になし」
- ・スライディングボードやスライディングシートの導入は20%以下で、訪問系では20事業所(5.5%)と少ない。在宅で「利用者の理解が得られない」との声もあるため、介護負担軽減、利用者の介護に伴う痛みの軽減などサービス向上に向け、有効性について啓発も必要と考える。

5本の柱で検討を進めています。報告書も是非、見てくださいね～



福祉のしごと相談



研修センターでは「福祉のしごと相談」をお受けしています。相談無料、匿名OKです。1人で悩まないで、是非ご相談ください！

● ホームページURL (相談ページ)

<https://www.setagaya-jinzai.jp/counseling>



1.福祉のしごと はじめて相談

福祉の仕事に関心がある方、福祉の仕事を始めようと考えている方、福祉の仕事内容や働き方・資格などの相談を研修センター職員がお受けします。



● 相談日 月～金 9:00～16:00(祝日、年末年始除く)

● 方法 来所、電話、メールで ☎03-6379-4280
✉ fukushijinzai@setagaya-jinzai.jp

2.福祉のしごと 悩み相談

① 面接相談

臨床心理士による面接相談を行います。
● 相談日：毎週木曜日・18:30～・19:30～
● 場 所：世田谷区福祉人材育成・研修センター

② メール相談

専門の相談員によるメール相談です。
● 相談方法：メール相談専用アドレスまたは、ホームページにご入力ください。

● 福祉のしごと相談専用電話：03-6379-4291
● メール相談専用メールアドレス：soudan@setagaya.or.jp



編集後記

今年こそ！と思っていた「夏休み福祉体験」、残念ながら、直前でまたもZoom開催となりました。コロナ禍が続き、オンラインでのコミュニケーションに慣れ、便利に感じる部分もありつつも、「実際に体験をしたかった」というお声も多かったです。令和元年度に実施したときのように、区内特別養護老人ホームに伺い、施設の方たちと触れ合いながら、体験できる日が早く戻ってきますように。まだまだ暑い日が続きます。みなさまご自愛ください。

発行：世田谷区福祉人材育成・研修センター
〒156-0043世田谷区松原6-37-10
世田谷区立保健医療福祉総合プラザ1階
電話：03-6379-4280
FAX：03-6379-4281
HP：https://www.setagaya-jinzai.jp/



世田谷区福祉人材育成・研修センター

だよ

じんざいくん便り

令和4年8月 第14号



小・中・高校生 夏休み福祉体験開催！！

ZOOM

400名を超える方のお申込みでしたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、急遽、ZOOMによるオンライン開催となりました。特養ホームの取組みや介護ベッド・車いす、リハ・スポーツやボッチャの動画視聴やクイズ等、交流しながら「誰もが「幸せ」にくらせるまち」について考えました。



特別養護老人ホームのご紹介

- ・色々工夫されているのがわかりました/小3
- ・高齢者の望む人生を実現されていて素晴らしい/中2
- ・施設の重要性を再認識した/高1
- ・便利な入浴設備だが、それがないとお風呂に入れない大変さを感じた/高3



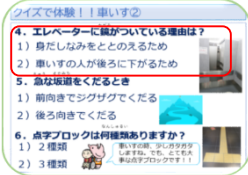
クイズで体験！介護ベッド・車いす

- ・用途に合わせ形が変えられ便利だと思いました/小4
- ・介護ベッドや車いすの構造やその理由がわかって良かった/中3
- ・福祉グッズの性能はすごい/高1
- ・機能など学ぶことが沢山あった/高2



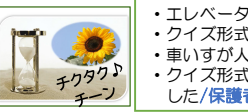
持ち上げないように、体おし上げます

- ・使用方法や種類の違いを知りさらに興味があった/小3
- ・段差を乗り越えるのが大変。もっとバリアフリーが進めばいいと思った/中2
- ・種類の名前を知ることができて良かった/高1
- ・点字ブロックのしくみがわかった/保護者



クイズで体験！車いすの

- ・おじいちゃんとか歩けない人を助けたいと思った/小4
- ・身近な人が使うようになったらサポートしたい/中3
- ・動かすとき、声かけも大切だと学んだ/高3
- ・使う機会があるかもしれないので学べてよかった/保護者



クイズで体験！ボッチャ

- ・エレベーターの鏡の意味がわかった/小3中3
- ・クイズ形式だと飽きずに集中できた/中1
- ・車いすや人と同じ右側通行に驚いた/高1
- ・クイズ形式で子どもも楽しみながら学べました/保護者



輝水会の取組み

- ・画面越しに、動画、講師の説明やクイズなど、双方向で交流しながら進めました。
- ・参加者は、ZOOMに慣れていた、「ミュート解除」などもとてもスムーズでした！



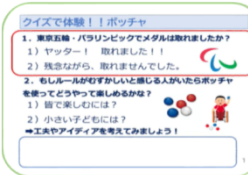
わたしたちがやっている「リハ・スポーツ」

- ・たくさんの笑顔があり、自分も他の人をたくさん笑顔にしたいと思いました/小6
- ・障がい者は何もできないと思っていたが、考え直した/中1
- ・皆さんの声がとても楽しそうで、スポーツの意味を感じました/高2



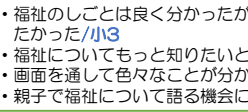
クイズで体験！ボッチャ

- ・実際にやったことがあるが、動画やクイズでより楽しさが分かった/小6
- ・障害者の方の笑顔が印象的でした/中2
- ・スポーツはみんなが楽しめるものなのだと感じた/中3
- ・色々、工夫する力を付けたいと思いました/高1



クイズで体験！ボッチャ

- ・杉村選手が金メダルを取れたのはすごかった/小4
- ・小学校のときより深く学べたので、やってみようと思いました/中3
- ・金メダルのことをもっとニュースとかで取り上げてほしいと思った/高3



クイズで体験！ボッチャ

- ・福祉のしごとはよく分かったが、実際に体験したかった/小3
- ・福祉についてもっと知りたいと思った/小6
- ・画面を通して色々なことが分かった/高1
- ・親子で福祉について語る機会になった/保護者

夏休み手話体験

第2金曜日の手話カフェのボスターを見て、「私も参加したい！」「学校があるからダメ(ー)」という小学生の声を受け、「夏休み手話体験」を開催しました。あいさつや自己紹介など、「初めのはじめの一歩を学ぶ手話体験」。しかもZOOMで…。これをきっかけに、福祉について色々、体験して、ご理解いただければ幸いです。



KAIGO PRIDE@SETAGAYA in都庁

● 7月20日～26日



都庁第1庁舎ロビー展示

- 介護のイメージアップの取組みに感動しました。視覚的な感覚で注意をひきつけて、思いもなかった情報を得るという未知の体験でした。(都職員)
- 介護職の今までのイメージが変わるとても良い写真でした。

研修ピックアップ【Web研修】

障害福祉の理解研修「障害福祉の制度概論」～切れ目のない支援を目指して～
(動画研修) 視聴期間：令和4年6月30日(木)～8月1日(月)

障害を持った方がその人らしく、地域で安心して暮らすために、障害関連の法律や制度について学び、地域包括ケアシステムを推進する福祉従事者として制度の変換や課題、今後の方向性を学び、切れ目のない支援につなげることの重要性を学びました。



講師：朝日 雅也 氏
埼玉県立大学
保健医療福祉学部教授

1 障害の概念と障害福祉の理念

○国連。国際障害者年世界行動計画1980年
障害者は、特別な困難をもつ普通の市民と考えるべきとされています。
○障害者基本法では、障害者は、障害及び**社会的障壁**により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとされています。

○社会的障壁を別の言葉でいうと**バリア**

①物理的バリア
②制度的バリア
③文化・情報のバリア

↑

④心(意識)のバリア

心のバリアが生み出す様々なバリア

①～③のバリアが解消されれば心のバリアも解消されることもある

○WHO国際生活機能分類(ICF)2001年
障害とは、**個人の心身機能の問題ではなく、環境との関係で発生する困難**

別の言葉でいうと↓

○医学モデルと社会モデルの統合

- ・**医学モデル**
障害を病気や怪我などの健康状態から直接的に生じる人間個人の問題としてとらえる。対処は治療あるいは個人の適応とよりよい行動変容を目標になされる
- ・**社会モデル**
障害は主に社会によって作られた問題とみなし、障害のある人の社会生活の参加に必要な環境の変更・調整を社会全体の共同責任とする考え方

→2つのモデルは対立する概念として用いられてきましたが、**ICFはこれら2つのモデル統合する考え方**です！

6 今後の障害福祉の展望

○地域社会で暮らし方を選択する権利
障害者基本法(第3条)：全ての障害者は、**可能な限り、どこで誰と生活するかを選択の機会を確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと**
参考：国連障害者権利条約(第19条)

受講生の声(アンケートから)

- ・合理的配慮の不提供に法的義務も発生することを知りました。
- ・障害のある方への支援が、してあげる、導くといった

2 障害福祉制度の遍歴

○日本の障害者施策の法制度の流れを見る時に重要なのは、国際的な動きも見ることです。

3 障害福祉サービスの枠組み

○**障害者総合支援法の目的**
第1条 この法律は・・・支援を総合的にに行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し**安心してくらすことのできる地域社会の実現**に寄与することを目的とする。
→**共生社会の実現に向けて！**

4 障害福祉サービスの特徴

○障害者総合支援法の特徴
①サービス利用のための「ものさし」(障害支援区分)
②障害支援区分で、受けられるサービスと受けられないサービスがある。
○障害福祉サービスと介護保険のサービス
・介護保険の優先原則
・**障害福祉サービスの特徴**
【例】・**共生型サービス**：65歳以降の介護保険サービスへのスムーズな移行を念頭に、65歳になっても使い慣れた事業所でサービスを利用できる。
・**重度訪問介護**：見守り等の支援や外出介護等を含む比較的長時間にわたる支援を想定。(基本1日3時間超)

5 障害者権利条約と障害者の権利

○配慮と合理的配慮
・配慮：一方的、情緒的、曖昧
・合理的配慮：双方向性、合理性、明確性を伴った内容
※合理的配慮の不提供の禁止について、**民間事業所も努力義務から法的義務へ(2021年6月公布、3年以内に施行)**

○必要な**意思決定支援**
・保護よりも意思決定支援**本人が権利の主体です。**
・日常の関係性の中から推測
・**本人を交えたチーム支援**一何よりも重要
※障害者本人の課題を解決するために、**本人、家族も一緒に考える**ことが重要です。

考え方から、本人の意向中心に支援していく方向にあるとわかった。どなたに対する支援でも、同じ考え方でアプローチしていこうと思う。
・65歳問題はもっと学ぶ必要があると思った。

令和4年度 対人援助技術研修
本人・家族とのコミュニケーション 全2回(ライブ研修)

第1回 令和4年6月14日(火) 14～16時
福祉職に求められるコミュニケーションの基本能力と基本姿勢
第2回 令和4年7月12日(火) 14～16時
福祉職に求められるコミュニケーションのテクニックとスキル



講師：諏訪 茂樹氏
東京女子医科大学准教授
日本保健医療行動科学学会
会長

対人援助職にとって、本人・家族と信頼関係を築き、適切な支援を行うために、良好なコミュニケーションは必要不可欠です。どれだけ共感していても、それが相手に伝わらなければ意味がありません。Zoomを活用したグループワークでは、様々な場面設定でロールプレイを行いました。相手の言葉を額面通りに受け取るのではなく、言葉の奥にある気持ちに耳を傾けることの大切さや、相づち、要約、共感などのコミュニケーション技法について学びました。

●**コミュニケーションとは**
communication(英：伝達、通信、交通、伝導、感染など)
communicateの語源をたどるとcommunicare(コムニカレ)→ラテン語で「共有する」
communication(コミュニケーション)の根本的な意味は「共有する」。→メッセージをやりとりして共有する。
・**メッセージを共有することの難しさ**
言っただけで伝わっていない。
言ってもいないことが伝わっている。
・**相手が利用者の場合、さらに困難なことが...**

コミュニケーションは奥が深い...

●**共感とは**
・相手と同一化、一体化することなく相手の気持ちに付き添うこと。
・共感するためには、相手の気持ちを否定したり批評したりせず、ありのままに受容することが不可欠。

メッセージを伝えるのは言葉だけではなく、**言語と非言語の3つ**があります。

- ・**言語(言葉)**
- ・**準言語(語調)**
音の抑揚・強弱・長短
発話のスピード
声の大きさ
- ・**非言語**
表情
目線・視線
動作・姿勢
空間
装い

おめでとー
おめでとー
おめでとー

ご存じ?! **バイスティックの7原則**



田代ら訳『ケースワークの原則』、1965年 / 尾崎ら訳『同書新装改訂版』、2006年 / 諏訪訳『おはよう21』2020年(4月号増刊) P53

1. **個別化**：クライアントを個人として捉える。／人それぞれであり、利用者を個人として大切にす。
2. **意図的な感情の表出**：クライアントの感情表現を大切にす。／**利用者の気持ちに耳を傾ける。**
3. **統制された情緒的関与**：援助者は自分の感情を自覚して吟味する。／**感情に任せて利用者とかかわらない(共感)。**
4. **受容**：受けとめる。／**決めつけず、ありのままの利用者を受けとめる。**
5. **非審判的態度**：クライアントを一方向的に非難しない。／**利用者を裁かず、援助する。**
6. **クライアントの自己決定**：クライアントの自己決定を促して尊重する。／**強制せず、利用者の意思を尊重する。**
7. **秘密保持**：秘密を保持して信頼感を醸成する。／**言いふらさない。**

読み比べるとわかりやすい **非バイスティックの7原則**

1. **非・個別化**：皆さん、こうされてます。そんなこと言ってるの、あなただけよ。
2. **非・意図的な感情の表出**：冷静に！普通の声で言おうよ。
3. **非・統制された情緒的関与**：むかつく！私まで悲しい。
4. **非・受容**：そんなこと言うものではありません。あなたの勘違いよ。
5. **非・非審判的態度**：自業自得。あなたの自己責任。あなたが悪い。
6. **非・利用者の自己決定**：つべこべ言わずに、言う通りにしなさい。悪いようにはしないから。
7. **非・秘密保持**：ここだけの話、あの人は...

●**指導と援助(支援)の違い**

指 導	援 助
上から下へ	同じ高さの目線
一方向	双方向
自分本位	相手本位

●ティーチング：指示・助言
●コーチング：答えを引き出し支持する

受講者の声(アンケートから)

- ・準言語である語調の重要性について学んだ。
- ・表情や話し方等、色々なところを意識しながら、明日からご利用者と接していきたい。
- ・「共感」の大切さを改めて感じた。
- ・自分では「受容」ができていたと思っていたが、研修を通じてあまりよくはできていないことに気づかされた。
- ・「頑張ってください」などという励ましの言葉は相手にとって励ましにもなり、毒にもなるので、状況での使い分けが必要だと気づいた。
- ・ティーチングとコーチングの違いについて分かった。
- ・分かりやすい講義で学びになった。